

規制支援に係る受託研究、委託研究、共同研究の実施状況

平成 30 年 2 月 15 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門企画調整室

1. 概要

安全研究センターは、第 2 回規制支援審議会（平成 26 年 11 月 13 日）のコメント等を踏まえ、規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について方策を定め、これに沿って中立性・透明性を確保している（規審参 4-2「規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について」（平成 27 年 2 月 16 日策定、平成 29 年 8 月 17 日改定））。

今般、平成 29 年度の受託事業が、上記方策に基づいて進められたかどうか以下のとおり確認を行った。方策には、受託事業の一環として行う再委託研究、共同研究についても定めがあるため、合わせて確認を行った。

2. 受託研究

方策に定めた各事項について、受託事業毎に確認した。

安全研究センターは原子力事業者からの受託事業や研究資金の提供はなく、原子力事業者に対して許認可対象となる設備を製作し提供していないため、方策の 2.（1）①②は該当がない。

方策の 2.（1）③についても、原子力事業者からの出向者を従事させている受託事業はない。

再委託を行っている受託事業については、方策の 2.（1）④に定める「当該受託事業に求められる期間において再委託先の従事者が原子力事業者からの受託事業や契約業務に従事」することを排除するため、再委託に係る契約条件として「本件への従事者は、受託事業実施期間において原子力事業者からの受託事業や研究資金を受けない」「原子力事業者からの受託事業や契約業務への従事者を本件に従事させない」ことを契約書（仕様書に相当する実施計画書）に明記し、利益相反の問題を排除している。

受託事業の従事者について、方策の 2.（2）②に定める兼務者が原子力事業者からの受託事業に携わっている原子力規制委員会からの受託事業「(商用再処理施設の経年変化に関する研究)」が 1 件あるが、当該原子力事業者からの受託の事業内容は経年変化に関する研究ではなく、利益相反の生じない技術課題に関する受託事業であった。

その他の方策に定める各項目については、特に該当がなかった。

3. 委託研究

再委託研究は、5件の受託事業の一環として、合計6件行っている。方策の2.(1)④に定める確認は上記のとおり。

4. 共同研究

方策4.に定める、受託事業を遂行するに当たって実施する共同研究は1件あるが、事業遂行に不可欠な実機燃料を用いた試験研究に係る共同研究であり、対等な立場で実施する等、利益相反が生じない措置を講じている。

5. その他

(規審参5-2「規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について」(平成27年2月16日策定、平成29年8月17日改定))について、別添のとおり、審議会委員の任命のための要件等の改正について(平成29年11月22日原子力規制委員会)を受けた原子力事業者の定義の見直し、その他所要の見直しを加えることとしたい。

○審議会委員の任命のための要件等の改正について(平成29年11月22日原子力規制委員会)を受けた原子力事業者の定義の見直し

・原子力事業者：原災法対象事業者

→・原子力事業者(原子力に係る加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行い、又は発電用原子炉を設置する者(独立行政法人、大学、公益社団法人及び公益財団法人を除く)をいう)

・原子力事業者の子会社

・原子力事業者の団体(電気事業連合会、一般財団法人電力中央研究所及び一般社団法人日本原子力産業協会をいう)

・メーカー：定義なし

→・原子力事業者と経済的に強いつながりが認められる原子炉設備メーカー(株)東芝、(株)日立製作所及び三菱重工業(株)をいう)

○原子力緊急時支援・研修センターに研究実施部署が新設されたことを受けた改定

○その他所要の見直し(記載漏れの追記、表現の適正化等)

* 原子力災害対策特別措置法（平成十一年十二月十七日法律第百五十六号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 三 原子力事業者 次に掲げる者（政令で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。
 - イ 規制法第十三条第一項の規定に基づく加工の事業の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者
 - ロ 規制法第二十三条第一項の規定に基づく試験研究用等原子炉の設置の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含み、船舶に設置する試験研究用等原子炉についての許可を除く。）を受けた者
 - ハ 規制法第四十三条の三の五第一項の規定に基づく発電用原子炉の設置の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者
 - ニ 規制法第四十三条の四第一項の規定に基づく貯蔵の事業の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者
 - ホ 規制法第四十四条第一項の規定に基づく再処理の事業の指定（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者
 - ヘ 規制法第五十一条の二第一項の規定に基づく廃棄の事業の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者
 - ト 規制法第五十二条第一項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可（規制法第七十六条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者（規制法第五十六条の三第一項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）

第十三条 加工の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

第二十三条 発電用原子炉以外の原子炉（以下「試験研究用等原子炉」という。）を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

第四十三条の四 使用済燃料（実用発電用原子炉（発電用原子炉であつて第二条第五項の政令で定める原子炉以外のものをいう。）その他その運転に伴い発電用原子炉施設内の貯蔵設備の貯蔵能力を超える使用済燃料が生ずるおそれがある原子炉として政令で定めるものに係るものに限る。以下この章並びに第六十条第一項、第七十七条第六号の五及び第七十八条第十六号の二において同じ。）の貯蔵（試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、第四十四条第一項の指定を受けた者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、第四十四条第二項第二号に規定する再処理施設又は第五十二条第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第八号に規

定する貯蔵施設において行うものを除くものとし、その貯蔵能力が政令で定める貯蔵能力以上である貯蔵設備（以下「使用済燃料貯蔵設備」という。）において行うものに限る。以下単に「使用済燃料の貯蔵」という。）の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

第四十四条 再処理の事業を行おうとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の指定を受けなければならない。

第五十一条の二 次の各号に掲げる廃棄（製錬事業者、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者、発電用原子炉設置者、使用済燃料貯蔵事業者、再処理事業者及び第五十二条第一項の許可を受けた者が製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設又は同条第二項第七号に規定する使用施設に付随する同項第九号に規定する廃棄施設において行うものを除く。）の事業を行おうとする者は、当該各号に掲げる廃棄の種類ごとに、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

一 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて、これらに含まれる政令で定める放射性物質についての放射能濃度が人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして当該放射性物質の種類ごとに政令で定める基準を超えるものの埋設の方法による最終的な処分（以下「第一種廃棄物埋設」という。）

二 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物であつて前号に規定するもの以外のものの埋設の方法による最終的な処分（以下「第二種廃棄物埋設」という。）

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物についての第一種廃棄物埋設及び第二種廃棄物埋設（以下「廃棄物埋設」という。）その他の最終的な処分がされるまでの間において行われる放射線による障害の防止を目的とした管理その他の管理又は処理であつて政令で定めるもの（以下「廃棄物管理」という。）

第五十二条 核燃料物質を使用しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 製錬事業者が核燃料物質を製錬の事業の用に供する場合

二 加工事業者が核燃料物質を加工の事業の用に供する場合

三 試験研究用等原子炉設置者、外国原子力船運航者及び発電用原子炉設置者が核燃料物質を原子炉に燃料として使用する場合

四 再処理事業者が核燃料物質を再処理の事業の用に供する場合

五 政令で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合

第七十六条 この法律の規定は、前条及び次章の規定を除き、国に適用があるものとする。この場合において、「指定」、「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」とする。